

## 第四次練馬区子ども読書活動推進計画取組項目 担当課一覧

取組項目	担当課
<b>目標一 乳幼児の読書活動の推進</b>	
施策一 家庭での読書活動の推進	
取組事業	
1 乳幼児期の家庭読書の推進	光が丘図書館 各保健相談所 教育指導課 保育課
2 ブックスタート事業の継続・充実	光が丘図書館 各保健相談所
施策二 絵本等に親しむための事業の充実	
取組事業	
1 読書活動の啓発	光が丘図書館
2 子どもの読書活動への関心を高める事業の実施	光が丘図書館 教育指導課 子育て支援課 保育課 地域振興課 福祉部管理課
3 子育て家庭への支援	光が丘図書館 こども施策企画課 教育指導課 子育て支援課 保育課 青少年課 福祉部管理課
4 施設職員等への講習会等の実施	光が丘図書館 教育指導課
施策三 親子が共に楽しめる読書環境の整備	
取組事業	
1 親子で利用しやすい図書館の整備	光が丘図書館
2 区立図書館の児童図書の実施	
3 児童施設等の環境の整備	光が丘図書館 教育指導課 子育て支援課 保育課 地域振興課 福祉部管理課

目標二 小中学生の読書活動の推進	
施策一 学校図書館の充実	
取組事業	
1 学校図書館の利活用の推進	光が丘図書館 教育指導課 学務課 学校施設課
2 学校図書館の地域開放の活用	子育て支援課
3 放課後の「ひろば事業」における読書活動の推進	こども施策企画課 子育て支援課
4 読書指導の充実	光が丘図書館 教育指導課
施策二 読書習慣を形成するための事業の充実	
取組事業	
1 小中学生の家庭読書の推進	光が丘図書館 教育指導課 子育て支援課 福祉部管理課
2 多様な読書活動の推進	教育指導課
3 読書活動への関心を高める事業の実施	光が丘図書館 子育て支援課 地域振興課 福祉部管理課
4 社会教育施設等での講座の実施	青少年課
施策三 子どもに身近な読書環境の整備	
取組事業	
1 子どもが利用しやすい読書環境の整備	光が丘図書館
2 子どもや保護者が読書に親しめる環境の整備	光が丘図書館 子育て支援課 地域振興課 福祉部管理課
3 区立図書館の児童図書の実充実	光が丘図書館

<b>目標三 高校年代の読書活動の推進</b>		
施策一 高校年代への情報発信		
取組事業		
1 高校年代に向けた情報発信の充実	光が丘図書館	
2 新着本やテーマ本の紹介等図書館展示の工夫		
3 区内高校等への情報発信の強化		
施策二 高校年代向け事業の充実		
取組事業		
1 高校年代向け読書啓発事業の実施	光が丘図書館	
2 高校年代向け講座等の実施		
3 高校年代同士の交流の場の提供		
4 高校年代による同世代への情報発信		
5 多様な読書活動の推進		
6 区内高校との連携		
施策三 高校年代の読書環境の整備		
取組事業		
1 読書環境の整備	光が丘図書館	
2 図書の実充		
<b>目標四 支援を必要とする子どもの読書活動の推進</b>		
施策一 障害がある子ども等への支援		
取組事業		
1 障害等に配慮した資料の実充	光が丘図書館	
2 障害がある子どもへの支援事業		
3 特別支援学校等における読書活動の推進	光が丘図書館 教育指導課	
4 支援機関との連携	光が丘図書館 障害者サービス調整担当課	
5 多様な支援を必要とする子どもへの読書推進	光が丘図書館	
施策二 日本語を母語としない子どもへの支援		
取組事業		
1 日本語を母語としない子どもへの取組	光が丘図書館 地域振興課	
2 区立図書館の多言語対応への整備	光が丘図書館	
<b>目標五 読書活動推進の基盤づくり</b>		
施策一 区立図書館を中心とした連携・取組の推進		
取組事業		
1 関係団体との連携およびネットワークの強化	光が丘図書館 青少年課	
2 練馬区子ども読書活動推進会議の開催	光が丘図書館	

※ 担当課並び順は練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱別表2の順による。

## ＜用語説明＞

### 注1 (P3) 地域文庫

すべての子どもに読書のよろこびを伝えることを目的として、主宰者の自宅や地域の施設等で継続的に地域の子ども等に無償で図書の貸出しを行うもの。

### 注2 (P3) パネルシアター

毛羽立ちのいい布（パネル布）を貼った舞台（パネル）に、不織布（Pペーパー）に絵を描いて切り取った絵や人形を貼ったりはずしたり、動かしたりしながら、歌やお話に合わせて演じるもの。

### 注3 (P3) 絵本ラリー

区立幼稚園等で開催される、絵本の内容を題材にしたクイズを解き、親子で楽しむイベント。

### 注4 (P3) ブックスタート事業

絵本やよみきかせを通じて親子で触れ合う時間をもつきっかけをつくり、絵本に親しんでもらう事業。保健相談所の4か月児健診を受診した乳幼児の保護者を対象に事業を案内し、区立図書館で絵本を手渡すほか、よみきかせやわらべうた、手遊びを親子で楽しむ。

### 注5 (P3) 本の探検ラリー

本の内容や情報を題材にしたクイズを、会場に用意された本を読んで問題を解く参加型イベント。授業の一環として小学校、中学校で開催するほか、区立図書館を会場としても行う。

### 注6 (P4) 学校図書館運営計画

小中学校ごとに作成する学校図書館の運営目標や運営組織、活動方針、図書の購入・除籍基準等を定めた計画。

### 注7 (P4) 学校図書館管理員

学校図書館運営業務を行うため、区が業務委託した委託事業者が学校図書館に派遣する人員。

図書選定・除籍の助言、図書の整理、紹介、よみきかせ等を行う。

### 注8 (P4) 学校図書館支援員

区立図書館の指定管理事業者が、学校図書館の運営を支援するために、派遣する人員。

図書選定・除籍の助言、図書の整理、紹介、よみきかせ等を行うほか、区立図書館の団体貸出の配送や区立図書館見学等に対応する。

### 注9 (P4) ブックトーク

ひとつのテーマに沿って、ジャンルの異なる数冊の本を選んで順序良く組み立て、いろいろな角度から紹介し、本の楽しさを知ってもらうための手法。

注 10 (P4) 調べ学習

児童・生徒が、ある課題について図書館を利用したり、聞き取り調査をして結果をまとめること。

注 11 (P5) 団体貸出

学習の中で必要な図書や学級文庫の充実等のため、区立図書館から1団体あたり300冊を上限に図書館資料を貸し出すサービス。

注 12 (P14) 練馬こどもカフェ

民間カフェと協働し、子どもが学び、遊ぶ機会や、保護者が交流したりリラックスできる環境を提供する事業。民間カフェが無償で提供する店舗スペースを活用し、地域の幼稚園教諭や保育士等による保護者向けの子育て講座、育児相談や乳幼児向けの教育サービス等を実施することで、在宅子育て世帯への支援を行う。

注 13 (P14) むいぐるみのおとまり会

子どもたちのお気に入りのぬいぐるみを図書館に「お泊まり」させることで、図書館を身近に感じてもらうことを目的とした事業。来館した子どもたちからぬいぐるみを預かり、閉館後や休館日の図書館で、図書館員の仕事を体験したり、館内を探検したりする様子を職員が写真に撮影し、後日、ぬいぐるみを迎えに来た子どもたちに、写真等と共にぬいぐるみを返すという流れで実施する。

注 14 (P15) ストーリーテリング

本等を使わずに話し手が物語を覚えて語り聞かせること。素話し（すばなし）ともいう。

注 15 (P15) 子育て支援事業

①子ども家庭支援センター「子育てのひろば」、「子育て相談」

- ・子育てのひろば：0～3歳の乳幼児と保護者が、楽しく遊んだり交流したりする場。
- ・子育て相談：地域のもっとも身近な相談窓口として、子育てに関するさまざまな相談に応じる。

②児童館「子育て支援事業」

主に平日の午前中に、乳幼児と保護者向けの事業、育児に関する講演、学習会や情報提供を行う。

③学童クラブ「子育ての広場にここ」

午前中の児童のいない時間帯に、0～3歳の乳幼児と保護者を対象に、親子で楽しく遊ぶ等、保護者同士の交流の場として開放する。

④区立保育園子育て相談

主として園長が、0歳～就学前の乳幼児の子育てに関する相談に応じる。

⑤区立幼稚園地域開放

未就園児（0～3歳）を対象に、子育て相談や親同士の交流の場として、月3～5回程度地域に開放する。

注 16 (P15) 子育て学習講座

P T Aや保護者の団体、地域で活動する団体に、子どもの教育や乳幼児向けを含む子育てに関する講座の企画・運営を委託して開催する。

注 17 (P18) 読書率

東京都が設定している不読率【1か月間に1冊も本を読まなかった子どもの割合。読みかけている本がある場合は不読率には含めない。】(「児童・生徒の読書の状況及び学校における読書活動等に関する調査(東京都教育庁指導部 平成29年度)(隔年実施)」による。)を用い、100%から不読率を差し引いた数値とし、1か月間に本を読んだ子どもの割合を示す。ここでいう「本」とは、教科書・学習参考書・漫画・雑誌・図鑑・写真だけの写真集・絵だけの絵本・画集を除いたもので、授業中に読んだものは含まない。

注 18 (P19) 読書活動推進のための指導計画

学校全体としての読書活動推進のための指導計画【作成割合は「児童・生徒の読書の状況及び学校における読書活動等に関する調査(東京都教育庁指導部 平成29年度)(隔年実施)」による。】

注 19 (P21) 学校応援団

学校施設を有効活用して地域の核としての開かれた小学校づくりを目指し、地域の見守り、ふれあいの中で子どもたちが安全・安心に過ごすことができるように、P T A、町会・自治会、青少年委員等の協力を得て小学校ごとに設置している。

注 20 (P21) ひろば事業

小学校の授業が終了した放課後に、児童がそのまま学校施設(校庭、図書室、体育館等)で、自主遊びや自主学習、読書等を行うことができる場所を確保する事業。

注 21 (P31) 音訳ボランティア

視覚障害者に貸出す本や雑誌等の内容を録音した録音図書を製作したり、視覚障害者に本や雑誌等を音読する対面朗読サービスを行うボランティア。

注 22 (P31) 大活字本

小さな字が読みにくい方のために、普通の図書より大きなサイズの文字で書かれている本。

注 23 (P31) 視聴覚資料

練馬区立図書館で所蔵するCD、カセットテープ、レコード、ビデオ、公共DVD等の資料。

注 24 (P31) 点字図書館

点字図書・録音図書の収蔵、貸出し、点訳・音訳等を行っている図書館。

注 25 (P31) LLブック

誰もが読書を楽しめるように工夫してつくられた、「やさしく読みやすい本」のことを指す。日本語が得意ではない方や、知的障害のある方をはじめとした一般的な情報提供では理解が難しいさまざまな方にとっても読みやすいように作られている。

注 26 (P33) こども日本語教室

日本語を母語としない小・中学生を対象に、簡単な日本語や教科を学習する教室。

注 27 (P36) ねりま遊遊スクール

子どもや保護者等を対象に、休日や放課後等の時間を活用し、いろいろなことを学び、体験できる講座。講座には、PTA や地域で活動する団体に企画・運営を委託して実施するものと、子どもの交流を目的とした中学校部活動による講座がある。

# 資料編

資料1	「第四次練馬区子ども読書活動推進計画」策定に向けての提言 子どもが夢や希望をもてる読書活動・・・・・・・・・・・・・・・・	45
資料2	子どもの読書に関する国および東京都の動向・・・・・・・・	50
資料3	第四次練馬区子ども読書活動推進計画の策定経過・・・・・・・・	51
資料4	子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・	52
資料5	練馬区子ども読書活動推進会議（設置要綱、委員名簿）・・・・・・・・	54
資料6	練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会 （設置要綱、委員名簿）・・・・・・・・	57

**「第四次練馬区子ども読書活動推進計画」策定に向けての提言****子どもが夢や希望をもてる読書活動**

(第 9 期練馬区子ども読書活動推進会議)

令和元年 6 月 19 日

**はじめに**

子どもの読書活動は、言葉を学び、知性や感性を磨き、表現力や想像力を豊かにし、生きる力を身につけていくうえで欠くことのできないものです。

グローバル化の進展や技術革新により、社会構造や雇用環境は急速に変化し将来の見通しが困難な時代となっています。

子どもたちは、様々な変化に対応し、情報を見極め、課題を解決し、社会に適応していくことが求められています。

このような状況にあつて、子どもたちは読書に親しみ、本を通して知的好奇心を高めながら、ものの見方や考え方を身につけることで、必要な情報を収集、判断し、自身の問題解決を図っていく力をつけていく必要があります。

昨年、国から第四次「子供の読書活動に関する基本的な計画」が通知され、その中で、「子どもが情報通信技術（ICT）を利用する時間は増加傾向にあると言えます。あらゆる分野の多様な情報に触れることがますます容易になる一方で、視覚的な情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことが少なくなっているのではないか。」と報告されました。

また、平成 29 年に告示された学習指導要領では、「一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。」との記述があります。そのためにも子どもたちが主体的に読書を楽しむきっかけや本と過ごす習慣を身につけ、将来に夢や希望がもてるような読書活動の充実を図るために、発達段階に応じた取組を推進していくことが望まれます。

練馬区子ども読書活動推進計画（第三次）策定に向けた提言の中で、「子どもたちが主体的に読書を楽しむきっかけや本と過ごす習慣を身につけていくためには、発達段階に応じた取組を明らかにしていくことが必要です。例えば、家庭で親子が一緒に本を読んだり、親子や身近な人との間で本を読んだ感想を言い合うこと等、子どもたちと周囲の大人たちが読書について語り合い、読書の楽しさを共有する機会を作る取組が、子どもたちが読書に親しむ環境の充実に有効と思われる。また周囲の大人たちにとっても、こうした読書活動が教養を高め、人生を豊かにし、子どもの生きる力を育むことにつながることを実感し、積極的に読書活動推進に取り組むきっかけになるのではないかと考えます。」と謳われています。これは、「第四次練馬区子ども読書活動推進計画」の策定においても、引き続き受け継いでい

かなければなりません。

区では、平成 25 年 6 月策定の練馬区立図書館ビジョンにおいて、サービスの方向性の一つに、学校および子育て家庭への支援の拡充を掲げ、読書に親しむ機会の充実、青少年・子育て家庭および小中学校・保育園・幼稚園への支援を謳い、平成 30 年 3 月策定の練馬区教育振興基本計画において、学校における読書活動の推進を示しています。

私たち第 9 期練馬区子ども読書活動推進会議では、「練馬区子ども読書活動推進計画（第三次）」の成果と課題を踏まえ、各計画等との整合性を図りながら、「第四次練馬区子ども読書活動推進計画」の策定に向けてここに提言いたします。

## 第一 乳幼児の読書活動の推進

### 1 家庭における読書活動の推進

家庭には、子どもの読書習慣を育んでいく重要な役割があり、子どもは保護者によるよみきかせ等の日常生活を通して、読書に興味、関心を持つようになります。家庭での読書は、親子が話し合うきっかけを作り、家庭内のコミュニケーションを図ることのできる重要な活動と言えます。そのためには、保護者が読書に対する理解を深めることが必要です。子供と一緒に本を読み、また読み聞かせる等楽しみながら読書ができるように働きかけることが大切です。

家庭での読書を充実させるためには、何より保護者への啓発が必要です。図書館では、保護者や子ども向けの推薦図書リスト等を作成することで、読書の啓発に取り組んでいます。これまでは、各図書館やその他の区立施設のみでリストを配布していましたが、今後は日常生活において、保護者が立ち寄ることの多い場所での周知の仕組みづくりについて検討していくことが必要だと考えます。

また、現在図書館では、絵本を通して赤ちゃんや保護者のコミュニケーションを図ることを目的としたブックスタート事業が実施されています。今後も赤ちゃんが本に初めて触れる場としてこの事業を継続するとともに、保護者への情報発信を充実していくことが期待されます。さらにその後の読書につなげていくためのフォローアップ事業についても検討していく必要があるのではないかと考えます。

### 2 読書推進に関する情報の発信

読書活動への理解や関心を促すためには、保護者に向けた情報発信が必要です。そのためにも、区立施設等の活用や読書活動に関わる事業についてさらなる周知が必要です。

これまでも図書館で実施したブックトークや乳幼児向けおはなし会などの場で本を紹介すると、参加者による貸出が増加する傾向がみられました。図書館による本の紹介は、子どもが自ら進んで読書する機会につながるものと考えられます。

また、情報発信に関しては、インターネットなどの情報サイトを積極的に活用し、より充実したものにすることが望まれます。

## 第二 小中学生の読書活動の推進

### 1 学校における読書活動の推進

平成 29 年度に全区立小中学校の学校図書館への人的配置が完了し、平成 30 年度から 3 か年かけて、全区立小中学校に学校図書館蔵書管理システムが導入されます。

人的にも、物的にも、学校図書館の活性化が進展することで、教職員、児童・生徒の読書活動が活発になり、その結果、学校図書館を活用した授業展開にまで及ぶことが期待できます。

例えば、読書週間等の機会に書かれた読書感想文が文集や図書館だより等に掲載されることがきっかけとなり、児童・生徒の間で読書の輪が広がることもあるでしょう。また、今月最も読まれた本の紹介が児童・生徒の読書習慣の拡充につながることも考えられます。こうした事例からもわかるように、区立図書館から学校へのさらなる支援の充実が重要と言えます。

### 2 読書へと導くきっかけづくり

小中学生の学齢は、読書を通して様々な事柄を体験し、視野を広げ、自身の感性を磨いていく大切な時期です。この時期には、子ども自身が積極的に「読もう」とする意欲や読解力にとどまらず、自ら学ぶ力そのものが育っていきます。この時期に読書習慣を身につけるためには、子どもが読書を「楽しいこと」と受けとめる機会が必要です。言い換えるなら、子どもを読書の世界に誘うきっかけづくりが重要なのです。

例えば、子どもがある映画を観たことをきっかけに、その原作を読むこともあるでしょう。このように、本以外の興味から始まる読書もあります。つまり、子どもを読書へと導くきっかけはいくらでもあるのです。そのきっかけづくりやそれを提供できる環境づくりに取り組むことが、今後一層重要になってくるものと思われれます。

発達段階において、子どもが文字に親しむ最も感性豊かな時期に、家族や先生、周りの大人たちがこうしたきっかけづくりをすることが大切です。

時には、図書館が推薦した本を読んでみようと思うこともあるでしょう。また、図書館員や図書委員によるPOPづくりを通して本を紹介していく等の多様な取組も考えられます。区立図書館、学校図書館、関係団体の取組による子どもの自主性を育み、読書へと導いていくことを期待します。

## 第三 高校年代の読書活動の推進

平成 29 年度に東京都が実施した「児童・生徒の読書状況等調査」において、高校 2 年生の不読率（1 か月間に 1 冊も本を読んでいない児童・生徒の割合）は 28.8%でした。この結果は、小学 5 年生の 3.7%、中学 2 年生の 11.1%をはるかに上回る数値となっています。同年度の全国の調査でも、高校生の不読率は 50.4%であり、全国的に見ても高校生の読書離れが顕著となっていることがうかがえます。そこで本推進会議では、本から遠ざかりがちな青少年への読書活動の推進として、以下の三つを重点項

目として取り組む必要があると考えました。

まず第一に、読書環境の整備、充実を進めていくことがあげられます。例えば関町図書館では、平成29年度の再開館の際に、青少年向けの本を集めた「ティーンズコーナー」やグループでの調べ学習等に利用できる「グループ学習室」を設置したところ、2年間でおよそ3,400人の利用があったことが報告されています。このように、中学生、高校年代が本に親しむことのできる場の整備や充実を進めることの重要性がうかがえます。

次に、青少年の興味、関心を喚起するための広報活動の工夫です。インターネットを利用する機会が多いことから、青少年は正しく情報リテラシーを学ぶことが重要です。そのための事業を実施する等、青少年が図書館へ足を運ぶきっかけを作ることが必要です。また、インターネットやSNS等を利用し、本に関する情報発信を充実させていくことが望まれます。

最後に、青少年同士の交流に着目し、事業を工夫する必要があると考えます。例えば、図書館に来館する高校年代の方自身が同世代の方たちに向けた書評やPOPを作成し、それを図書館等で展示するといった取り組み等が考えられます。来館する高校年代の目にとまるような情報提供の方法や対象事業の実施が今後ますます求められます。また、読書コンクールなどの取り組みを高校年代まで拡大することについても、検討していく必要があるのではないかと考えます。

#### **第四 支援を必要とする子どもの読書活動の推進**

この分野では、支援を必要とする子どもの状況に応じた読書環境の整備の充実が求められます。具体的にあげると、目の不自由な子どもへの支援として、大活字本や点字本、音声が出る本などの充実が合理的な配慮につながっていくものと考えられます。「練馬区子ども読書活動推進計画（第三次）」で提示している「手話付きおはなし会」などの事業を今後も継続し、より充実させていくことが望まれます。

また、支援を必要とする子どもが、図書館で行われている既存事業に参加しやすくなるような配慮や、参加を促すための情報を発信していくことが必要でしょう。

図書館では、他の利用者の理解を得ながら、支援が必要な子どもたちが等しく図書館を利用できるような環境づくりを進めなければなりません。特別支援学校等とも連携を取り、情報発信を充実していくことで、支援が必要な子どもたちの読書活動が一層活発になることが求められます。多くの支援を必要とする子どもたちに、読書の楽しさを提供していくための積極的な取組が望まれます。

#### **第五 関係団体等との連携**

子どもの読書活動の推進に向け、関係する諸団体と協力、連携し、相互のネットワークの活性化と情報共有の充実に努めていく必要があります。区立図書館は、読書活動を支援する中心的な役割を担いつつ、関係団体との連携を図りながら事業を進めて

いくことが求められます。

図書館では、「おはなし会ボランティア養成講習会」を開催しています。参加者のなかには、学校でのよみかせのお手伝いを希望される方も少なくありません。図書館は、こうした方々の育成に努めるだけでなく、その要望に応えるために学校とよみかせボランティアとをつなぐハブとしての役割を担っていくことが期待されます。

小学校のボランティアのニーズを把握するためにも、図書館と学校が密に連携し、情報の共有を図る必要があります。よみかせボランティアに活動の場を提供し、より充実した養成講習会を実施していくためにも関係団体との連携が不可欠です。そして、その中核を担う存在こそ、図書館にほかなりません。

## 結び

子どもの読書活動の推進には、子どもの生活に密接な関わりを持つ大人が、まず読書活動に対する理解と関心を深め、その意義や重要性について知らなければなりません。

夢や目標を持ち、困難を乗り越える力を備える練馬の子どもたちを育成するために、一人ひとりが多くの本と出会い、読書活動を通して明るい未来を築いていくことを強く願っています。

## 子どもの読書に関する国および東京都の動向

平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年法律第 154 号。以下「推進法」といいます。）が制定され、国および地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する基本理念や計画を策定し、公表することが定められました。これを受け、国および東京都は、つぎのように法律の整備や計画の策定等を進めてきました。

### 1 国の動向

国は、平成 13 年の推進法成立後、平成 14 年 8 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」といいます。）を定め、平成 20 年 3 月には第二次基本計画、平成 25 年 5 月には第三次基本計画を策定しました。

平成 30 年 4 月には第四次基本計画が策定され、その中で家族・地域・学校等における読書活動の推進、民間団体活動に対する支援、普及啓発活動に加え、読書習慣の形成に向けた発達段階ごとの効果的な取組の推進および子どもの読書への関心を高める取組等、子どもの読書推進に関する施策の効果的な推進を図るための基本方針と具体的な対策が示されました。

子どもの読書活動に関連する法律等の整備については、平成 23 年 8 月に図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）の一部改正、図書館の設置及び運営上の望ましい基準の改正（平成 24 年 12 月）、学校図書館法の一部改正（平成 26 年 6 月）、学校図書館ガイドラインの策定（平成 28 年 11 月）等がなされてきました。平成 29 年、平成 30 年に改訂された小学校、中学校の新学習指導要領では、国語科を要とした読書指導の改善・充実や、学校図書館の利活用を図り、自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されました。

また、令和元年 6 月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第 49 号）が成立し、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及を図ること等の国および地方公共団体の責務を定めました。同じ令和元年 6 月に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第 48 号）も成立し、日本語の通じない外国人等への日本語教育の推進等の国および地方公共団体の責務を定めました。

### 2 東京都の動向

東京都は、「東京都子供読書活動推進計画」（平成 15 年 3 月。以下「都計画」といいます。）および第二次都計画（平成 21 年 3 月）を経て、第三次都計画（平成 27 年 3 月）を策定しました。読書活動に直接関わる取組を「乳幼児」「小中学生」「高校生等」「特別な支援を必要とする児童・生徒」の成長段階別の構成とし、乳幼児には、子どもへのよみきかせの充実や、保護者等への読書の重要性の啓発、小中学生には、朝読書での取組や、異年齢間等の交流等を推進する区市町村の支援等を、主な取り組みとして示しました。

東京都は、令和 2 年度から第四次都計画の改訂を予定しており、今後公表される予定です。

## 第四次練馬区子ども読書活動推進計画の策定経過

## 練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会開催経過

月 日	実施事項	実施・検討内容
令和元年 6 月 25 日	第 1 回検討委員会	○推進会議から提言書受理 ○計画策定の背景 ○計画策定の基本的考え方 ○計画策定日程 ○検討の進め方
8 月 28 日	第 2 回検討委員会	○第四次計画素案のたたき台の検討
10 月 28 日	第 3 回検討委員会	○第四次計画素案の検討
12 月 11 日 ～令和 2 年 1 月 17 日	区民意見反映(パブリックコメント)制度	
2 月 5 日	第 4 回検討委員会	○第四次計画案のまとめ

**子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）**

## （目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

## （基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## （国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## （事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

## （保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

## （関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 練馬区子ども読書活動推進会議設置要綱

平成16年8月3日

練教光図発第97号

(設置)

第1条 練馬区子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）に基づき、当該計画の総合的かつ計画的な推進を図るため、練馬区子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、つぎに掲げるものとする。

- (1) 推進計画の実施に係る進捗状況の検証に関すること。
- (2) 関係機関・団体の連携および協力に関すること。
- (3) 練馬区子ども読書活動推進計画の策定について、練馬区教育委員会の求めに応じ、提言を行うこと。
- (4) その他子ども読書活動の推進に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、つぎに掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1名
- (2) 子ども読書活動推進団体関係者 2名
- (3) 図書館関係民間団体関係者 1名
- (4) 練馬区の区域内（以下「区内」という。）の幼稚園関係者 1名
- (5) 区内の小・中学校関係者 2名
- (6) 区内の特別支援学校関係者 1名
- (7) 公募区民 5名以内

(任期)

第4条 前条に規定する推進会議を構成する者（以下「委員」という。）の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長および副座長)

第5条 推進会議に座長および副座長を置き、委員が互選する。

- 2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、会議に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、光が丘図書館において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成16年8月3日から施行する。

付 則（平成19年7月31日19練教光図第553号）

この要綱は、平成19年7月31日から施行する。

付 則（平成20年3月27日19練教光図第1708号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年10月31日21練教光図第1175号）

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

付 則（平成23年4月25日23練教光図第174号）

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

付 則（平成25年5月24日25練教光図第414号）

この要綱は、平成25年7月6日から施行する。

付 則（平成27年7月10日27練教光図第1046号）

この要綱は、平成27年7月10日から施行する。

付 則（平成29年8月23日29練教光図第973号）

この要綱は、平成29年11月6日から施行する。

第9期・第10期練馬区子ども読書活動推進会議委員名簿

	氏名	選出区分	所属等	
座長	漆澤その子	学識経験者	武蔵大学人文学部教授	令和元年10月31日まで
座長	林 玲美		武蔵大学社会学部准教授	令和元年11月1日から
副座長	関 日奈子	子ども読書活動 推進団体	ねりま地域文庫読書サークル連絡会	令和元年10月31日まで
副座長	木村 典子		ねりま地域文庫読書サークル連絡会	令和元年11月1日から
副座長	工藤 静子		ねりま子どもと本ネットワーク	
委員	埴 靖 冲	図書館関係団体	東京都書店商業組合練馬支部理事	
委員	橋爪 千尋	区内幼稚園	北町カトリック幼稚園長	
委員	境野 宏樹	区内小学校	練馬区立下石神井小学校長	平成31年3月31日まで
委員	関根 信人		練馬区立練馬小学校長	平成31年4月1日から
委員	新村 紀昭	区内中学校	練馬区立開進第四中学校長※	平成30年3月31日まで
委員	古山 真樹		練馬区立開進第一中学校長	平成30年4月1日から
委員	岡田 馨	区内特別支援学校	旭出学園（特別支援学校）校長	
委員	荒井 雪絵	公募区民		
委員	生田大五郎			
委員	乾 喜一郎			令和元年11月1日から
委員	大山 育			
委員	櫛田 典子			平成31年3月31日まで
委員	立花みどり			

※役職は在任当時

【練馬区子ども読書活動推進会議委員任期】

第9期 … 平成29年11月24日から令和元年10月31日まで

第10期 … 令和元年11月1日から令和3年10月31日まで

## 練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱

平成15年6月21日

練教光図発第68号

(設置)

第1条 練馬区子ども読書活動推進計画の策定に関することを検討するため、練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

2 委員長は、教育振興部長とする。

3 副委員長は、教育振興部長が丘図書館長とし、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第3条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(所掌事項)

第4条 委員会は、つぎに掲げる事項を検討する。

(1) 計画の策定に関すること。

(2) 計画案の作成に関すること。

(3) その他委員長が必要と認めた事項。

(作業部会)

第5条 委員会の所掌事項に関する調査研究を行うため、委員会の下に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の構成および運営に関する事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第6条 委員会および作業部会の庶務は、教育振興部長が丘図書館において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、作業部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

付 則

この要綱は、平成15年6月12日から施行する。

付 則（平成20年6月13日20練教光図第433号）

この要綱は、平成20年6月13日から施行する。

付 則（平成25年8月31日25練教光図第1059号）

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

## 別表（第2条関係）

教育振興部長（委員長）  
教育振興部光が丘図書館長（副委員長）  
企画部企画課長  
健康部保健相談所長（1名）  
教育振興部教育指導課長  
こども家庭部子育て支援課長  
こども家庭部保育課長  
こども家庭部青少年課長  
区立幼稚園長（1名）  
区立小学校長（1名）  
区立中学校長（1名）

【11名】

練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会名簿

	氏名	役職	
委員長	堀 和夫	教育振興部長	令和元年6月30日まで
委員長	木村 勝巳		令和元年7月1日から
副委員長	清水 優子	教育振興部光が丘図書館長	
委員	三浦 康彰	企画部企画課長	
委員	枝 由加里	健康部光が丘保健相談所長	
委員	谷口 雄麿	教育振興部教育指導課長	
委員	鳥井 一弥	こども家庭部子育て支援課長	令和元年6月30日まで
委員	山根由美子		令和元年7月1日から
委員	宮原 正量	こども家庭部保育課長	
委員	加藤 信良	こども家庭部青少年課長	令和元年6月30日まで
委員	石原 清年		令和元年7月1日から
委員	日高 文子	光が丘さくら幼稚園長	
委員	境野 宏樹	下石神井小学校長	
委員	古山 真樹	開進第一中学校長	

**第四次練馬区子ども読書活動推進計画に関する  
お問い合わせ先**

編集・発行 練馬区教育委員会事務局  
教育振興部 光が丘図書館  
東京都練馬区光が丘4-1-5  
電話 03-5383-6500  
<http://www.lib.nerima.tokyo.jp/>